

議第三十六号議案

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和五十三年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十三号）附則第三条」を削る。

別表北第一区 秩父市の項及び北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・

東秩父村の項を次のように改める。

北第一区 秩父市・横瀬町・皆野町・ 長瀬町・小鹿野町・東秩父村	秩父市 秩父郡横瀬町 秩父郡皆野町 秩父郡長瀬町 秩父郡小鹿野町 秩父郡東秩父村	二人
------------------------------------	---	----

別表中「北第三区」を「北第二区」に、「北第四区」を「北第三区」に、「北第五区」を「北第四区」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される埼玉県議会議員の一般選挙から適用し、当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

令和四年十二月二十二日提出

埼玉県議会議員	白土幸仁
埼玉県議会議員	権守幸男
埼玉県議会議員	横川雅也
埼玉県議会議員	深谷顕史
埼玉県議会議員	千葉達也
埼玉県議会議員	松坂喜浩
埼玉県議会議員	宇田川幸夫
埼玉県議会議員	井上航
埼玉県議会議員	立石泰広
埼玉県議会議員	山根史子
埼玉県議会議員	須賀敬史
埼玉県議会議員	梅澤佳一
埼玉県議会議員	田村琢実
埼玉県議会議員	本木茂
埼玉県議会議員	小谷野五雄
埼玉県議会議員	木村勇夫

提案理由

令和二年国勢調査の結果等に基づき、令和五年に行われる予定の一般選挙に向け、埼玉県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正をしようとするものである。